

第 73 号

熊本県学校給食費等の管理に関する条例の制定について

熊本県学校給食費等の管理に関する条例を次のように制定することとする。

令和4年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県学校給食費等の管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、県が設置する学校における学校給食及び夜間学校給食の実施並びに学校給食費等の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する学校給食及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号。以下「特別支援学校給食法」という。）第2条に規定する学校給食をいう。
- (2) 夜間学校給食 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号。以下「夜間課程学校給食法」という。）第2条に規定する夜間学校給食をいう。
- (3) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費及び特別支援学校給食法第5条第1項に規定する経費以外の特別支援学校給食法第2条に規定する学校給食に要する経費をいう。
- (4) 夜間学校給食費 夜間課程学校給食法第5条第1項に規定する経費以外の夜間学校給食に要する経費をいう。
- (5) 教職員等給食費 教職員等（幼児、児童又は生徒以外の者であって学校給食又は夜間学校給食と同等の給食を受ける教職員その他のものをいう。第4条第1項第3号において同じ。）が負担すべき学校給食費又は夜間学校給食費に相当する経費をいう。
- (6) 学校給食費等 学校給食費、夜間学校給食費及び教職員等給食費をいう。

(学校給食等の実施)

第3条 県は、特別支援学校のうち知事が別に定める学校において法第4条及び特別支援学校給食法第3条の規定に基づき学校給食を、夜間において授業を行う課程を置く高等学校のうち知事が別に定める学校において夜間課程学校給食法第3条の規定に基づき夜間学校給食を実施するものとする。

(学校給食費等の徴収等)

第4条 知事は、次の各号に掲げる者から当該各号に定める学校給食費等を徴収する。

- (1) 保護者等（学校給食を受ける幼児、児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者、学校給食を受ける成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。） 学校給食費
- (2) 夜間学校給食を受ける生徒 夜間学校給食費
- (3) 教職員等 教職員等給食費

2 学校給食費等の額は、知事が別に定める。

（学校給食費等の納付）

第5条 前条第1項各号に掲げる者は、当該各号に定める学校給食費等を知事が別に定める日までに納付しなければならない。

（学校給食費等の減免）

第6条 知事は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費等を減額し、又は免除することができる。

（雑則）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第11号に規定する学校給食に関する事務に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に実施する学校給食又は夜間学校給食に係る学校給食費等について適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の規定による学校給食費等の管理に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（提案理由）

学校給食費等について、県の歳入歳出予算に計上し、県が徴収し、及び管理する公会計方式に移行するに当たり、必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。